



# 北海道の都市計画

令和6年3月

北海道建設部まちづくり局都市計画課



# 目 次

## 第1章 都市計画の制度

1	都市計画と都市計画法	1
2	都市計画区域	4
3	都市計画のマスタープラン等	6
4	準都市計画区域	10
5	区域区分	11
6	都市再開発方針等	12
7	地域地区	12
8	都市施設	16
9	市街地開発事業	21
10	市街地開発事業等予定区域	21
11	地区計画等	21
12	都市計画の決定権者	22
13	都市計画の決定手続	24
14	都市計画審議会	27
15	提案制度	27
16	広域都市計画協議会	28
17	開発許可制度	29
18	都市計画関係調査	31

## 第2章 統計資料

1	都市計画区域	
	(1) 都市計画区域並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	33
	(2) 都市再開発の方針	34
	(3) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	35
2	地域地区	
	(1) 地域指定状況一覧	36
	(2) 用途地域	37
	(3) 特別用途地区	41
	(4) 特定用途制限地域	48
	(5) 高度地区	50
	(6) 高度利用地区	51
	(7) 特定街区	54
	(8) 都市再生特別地区	54
	(9) 防火地域及び準防火地域	55
	(10) 景観地区	59
	(11) 風致地区	61
	(12) 臨港地区	62
	(13) 特別緑地保全地区	63
	(14) 駐車場整備地区	63
	(15) 流通業務地区	64
	(16) 伝統的建造物群保存地区	64
3	促進区域	
	(1) 市街地再開発促進区域	65
4	都市計画施設	
	(1) 都市計画施設決定状況一覧表	66
	(2) 都市計画道路	68
	(3) 交通広場	71

(4)	都市高速鉄道	74
(5)	駐車場	75
(6)	自動車ターミナル	75
(7)	空港	75
(8)	通路	75
(9)	都市計画公園	76
(10)	緑地	79
(11)	広場	80
(12)	墓園	80
(13)	運動場	80
(14)	下水道	81
(15)	汚物処理場	84
(16)	ごみ焼却場	85
(17)	その他の処理施設	87
(18)	地域冷暖房施設	89
(19)	河川	89
(20)	学校	90
(21)	病院	90
(22)	市場	91
(23)	と畜場	93
(24)	火葬場	94
(25)	一団地の官公庁施設	96
(26)	流通業務団地	96
5	市街地開発事業	
(1)	土地区画整理事業	97
(2)	市街地再開発事業	108
(3)	新住宅市街地開発事業	111
6	地区計画等	
(1)	地区計画決定状況総括表	112
(2)	地区計画の決定状況	113
(3)	地区計画（旧再開発地区計画型）の決定状況	129
(4)	地区計画（旧住宅地高度利用地区計画型）の決定状況	130
(5)	防災街区整備地区計画の決定状況	130
7	環境影響評価	
(1)	都市計画における環境影響評価の実施状況	131
8	北海道都市計画審議会	
(1)	北海道都市計画審議会条例	132
(2)	審議案件処理状況	133
9	その他	
(1)	都市計画税徴収状況	134
(2)	北海道の人口の推移	135
(3)	都市計画法関係権限の市町村への移譲状況	136
(4)	都市行政略年表	137

# 第1章 都市計画の制度

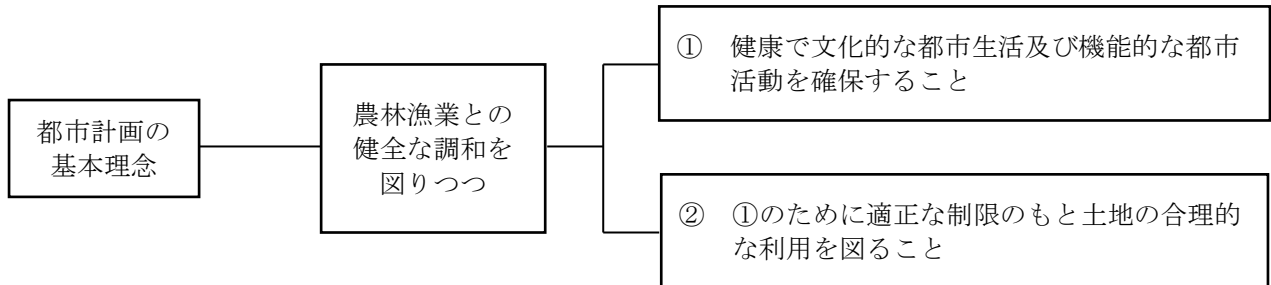
## 1 都市計画と都市計画法

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげていきます。この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

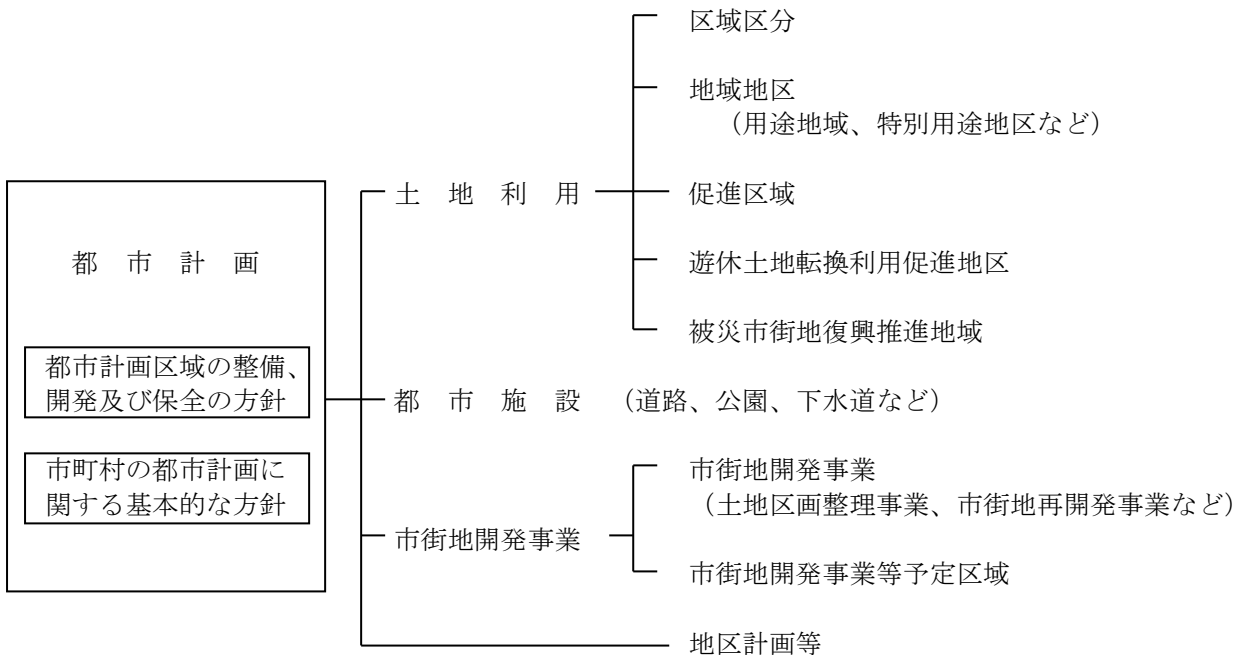
都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度をはじめとして、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、他の土地関係法令とも密接な関連を有しています。

### (1) 都市計画の基本理念（法第2条）

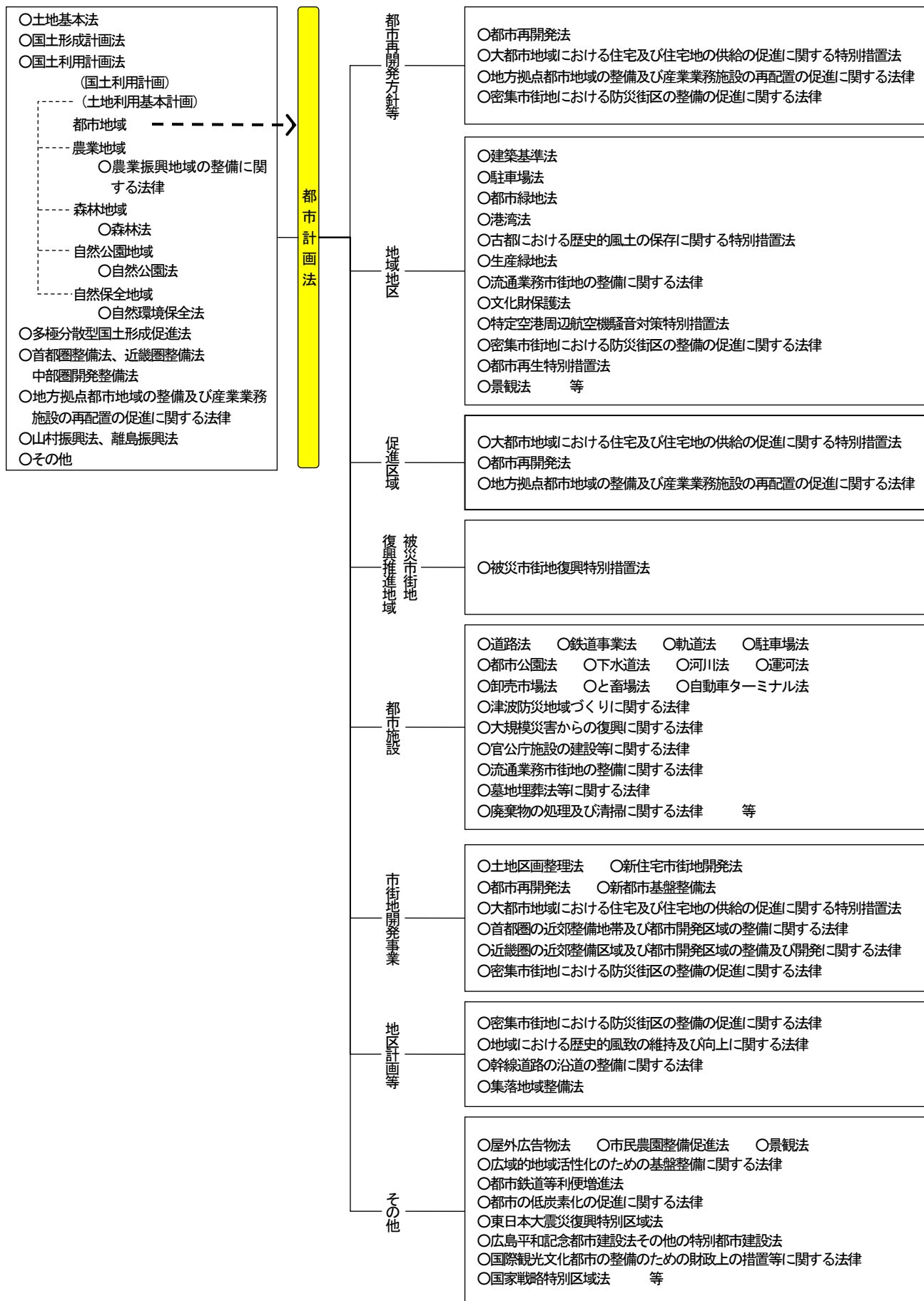
都市計画法では、都市は、市民生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場であることを踏まえ、また、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、合理的な土地利用を図るため、次のとおり基本理念を定めています。



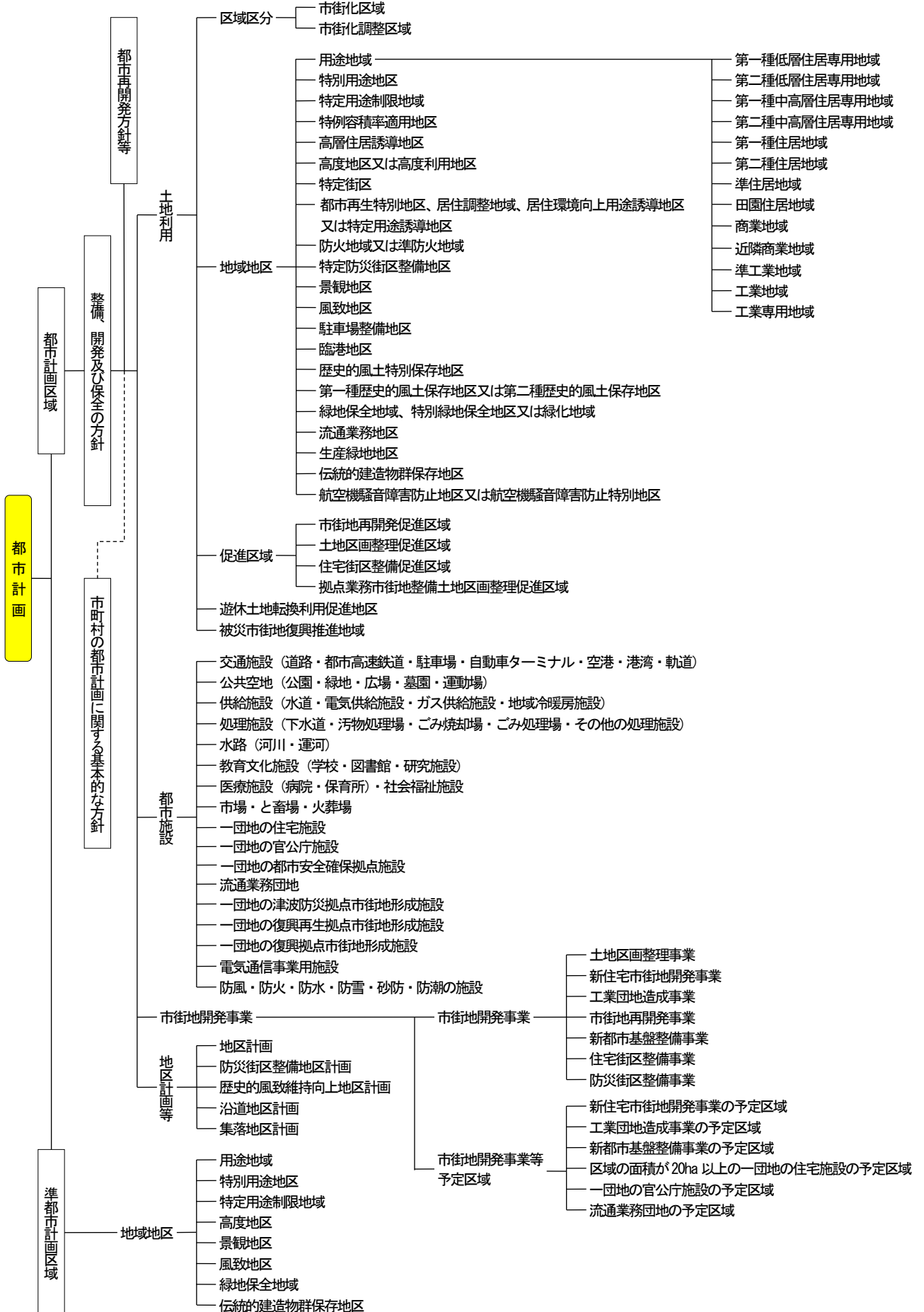
### (2) 都市計画の概要



### (3) 都市計画法関連法体系



(4) 都市計画の内容



## 2 都市計画区域

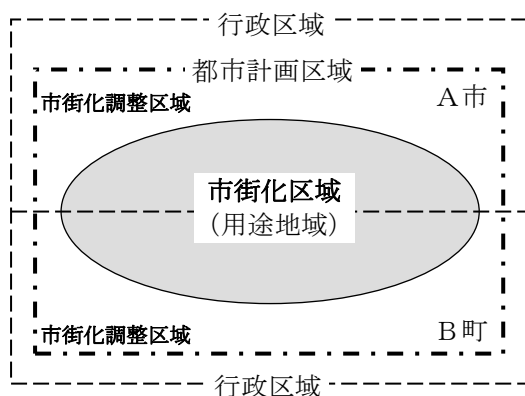
都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聴き、国土交通大臣の同意を受けて北海道が指定します。

都市計画は、都市計画区域ごとに定められ、それに基づいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。

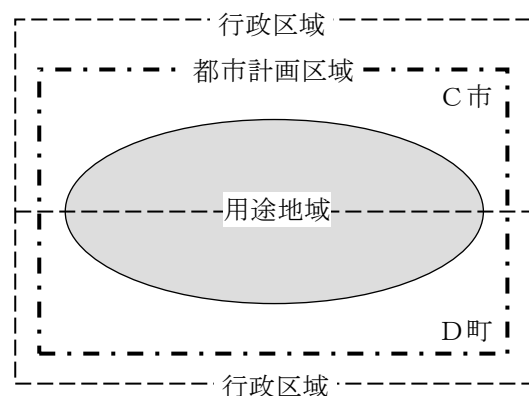
### (都市計画区域の指定要件)

- ① 市または人口1万人以上の町村で、第二次、第三次産業の就業者が全就業者の50%以上であるか、人口及び産業の将来見通しなどからみて概ね10年以内にこの要件に該当すると認められること。
- ② 町村の中心市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であること。
- ③ 温泉などの観光資源があることにより、多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
- ④ 火災、震災などの災害により、当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

〈線引き都市〉



〈線引きしていない都市〉



注 「線引き都市」とは、市街化区域、市街化調整区域の区域区分が定められた都市。  
「線引きしていない都市」とは、この区域区分が定められていない都市。

### ○ 都市計画区域の面積及び人口（北海道）

区分	行政区域	都市計画区域	都市計画区域外
面積 (構成比)	8,342,146ha (100.0%)	643,707ha (7.7%)	7,698,439ha (92.3%)
人口 (構成比)	5,139.9千人 (100.0%)	4,670.5千人 (90.9%)	469.4千人 (9.1%)

注1 行政区域面積は、令和5年10月1日現在。（国土地理院調べ。北方領土を含む）

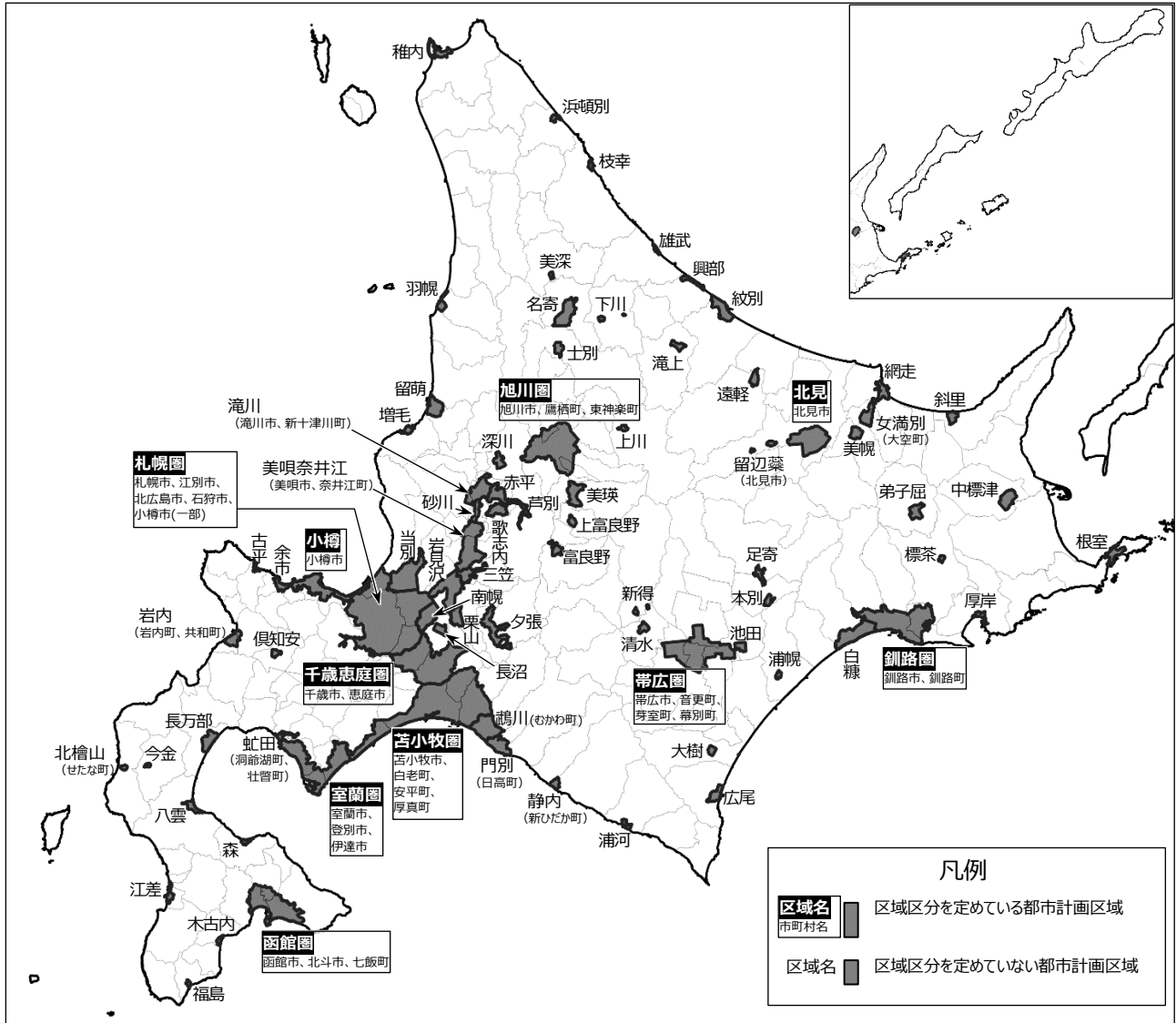
注2 行政区域人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳による。

注3 都市計画区域面積及び人口は、令和5年3月31日現在。



○ 都市計画区域の指定状況

(令和6年2月末現在)



国土交通省 国土数値情報（都市地域データ）をもとに当該作成

(令和6年2月末現在)

	都市計画区域指定の市町村			都市計画区域未指定の市町村	全道
		線引都市	非線引都市		
都市計画区域数	79	10	69	-	79
市町村数	99	27	72	80	179
	市	35	17	-	35
	町	64	10	65	129
	村	-	-	15	15

### 3 都市計画のマスタープラン等

#### (1) 北海道都市計画マスタープラン

北海道都市計画マスタープランは、本道の都市の現状と都市計画の抱える課題を踏まえ、今後の本道の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すものとして、平成14年度に策定しました。

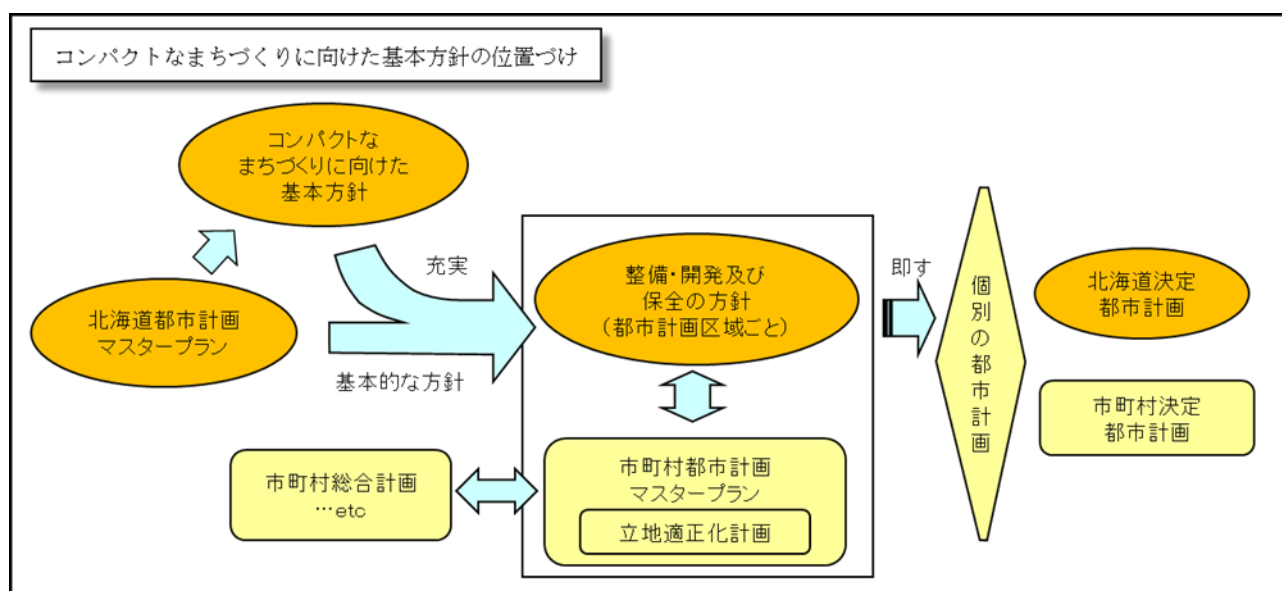
#### (2) コンパクトなまちづくりに向けた基本方針

人口減少や少子高齢社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中で、大規模集客施設の郊外立地や公共施設の郊外移転などにより、多くの都市において、都市機能が拡散し、中心市街地が衰退するといった都市構造上の問題を抱えています。

このため道では、各市町村が抱えているまちづくりに関する課題等を踏まえ、持続可能な都市づくりを目指すための基本理念を「コンパクトなまちづくり」として、「基本方針」を、平成18年7月に策定しました。

この基本方針では、都市計画法に基づく制度、手続き及び中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成などに関して、道の基本的な考え方を示しています。

なお、近年、都市を取り巻く環境が大きく変化していることなどから、令和3年11月に新たに防災や交通の視点を加えるなど、本方針の改定を行いました。



#### (3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）は、都市計画区域毎に道が定めるものです。

区域マスタープランは、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として、次の①を定めるとともに、②及び③を定めるよう努めるものとされております。

- ① 市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- ② 都市計画の目標
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものでなければなりません。

道では、平成15年から16年にかけて当初決定を行い、その後、平成21年から23年の第1回定時見直し（全区域対象）、平成26年から27年の中間見直し（6区域対象）を経て、令和1年から2年に第2回定時見直し（全区域対象）を行いました。

**(4) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）**

市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）は、市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものです。

市町村マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したものであり、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものであることから、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければなりません。

また、令和6年2月末現在、道内の96市町が策定しております。

なお、道では、市町村マスタープランの策定を進めるため、その位置づけや策定のポイント、住民参加などについての考え方をまとめた「市町村マスタープラン策定の手引き」を作成しています。

**道内市町における市町村マスタープランの策定状況（令和6年2月末現在）**

策定年度	新規策定市町村数	策定市町村名（※○の中の数字は見直し回数）
H10以前	6	H7 女満別町（現大空町）、H8 美深町、H9 函館市、H10 名寄市、富良野市、栗山町
11	4	北見市、千歳市、上富良野町、足寄町
12	8	釧路市、美唄市、恵庭市、栗沢町（現岩見沢市）、美瑛町、風連町（現名寄市）、静内町（現新ひだか町）、中標津町
13	9	旭川市、士別市、滝川市、歌志内市、石狩市、南幌町、奈井江町、枝幸町、美幌町
14	19	小樽市、網走市、留萌市、稚内市、砂川市、登別市、当別町、七飯町、八雲町、今金町、共和町、上川町、鶴川町（現むかわ町）、音更町、広尾町、浦幌町、釧路町、標茶町、弟子屈町
15	23	札幌市、室蘭市、帯広市、芦別市、江別市、赤平市、名寄市①、木古内町、大野町（現北斗市）、森町、長万部町、新十津川町、下川町、増毛町、斜里町、興部町、雄武町、厚真町、早来町（現安平町）、門別町（現日高町）、芽室町、大樹町、幕別町、本別町
16	12	苫小牧市、深川市、伊達市、北広島市、上磯町（現北斗市）、岩内町、鷹栖町、浜頓別町、遠軽町、虻田町（現洞爺湖町）、白老町、厚岸町
17	2	岩見沢市、根室市
19	1	江別市①、名寄市②、倶知安町
20	3	釧路市①、士別市①、三笠市、石狩市①、羽幌町、白糠町
21	0	北見市①、留萌市①、美幌町①
22	1	滝川市①、富良野市①、恵庭市①、伊達市①、せたな町、南幌町①、遠軽町①、足寄町①、弟子屈町①、中標津町①
23	1	函館市①、夕張市、苫小牧市①、岩見沢市①、美唄市①、千歳市①、砂川市①、大空町①、幕別町①
24	1	旭川市①、芦別市①、北広島市①、石狩市②、当別町①、奈井江町①、枝幸町①、白老町①、新得町、芽室町①、釧路町①
25	1	江別市②、北斗市①、古平町、栗山町①、鷹栖町①、音更町①
26	2	稚内市①、紋別市、石狩市③、七飯町①、八雲町①、今金町①、余市町、美深町①、本別町①
27	0	札幌市①、岩内町①、美幌町②、遠軽町②、新ひだか町①、大樹町①
28	1	旭川市②、岩見沢市②、根室市①、南幌町②、滝上町
29	1	網走市①、倶知安町①、東神楽町
30	1	美唄市②、滝川市②、福島町、古平町①、下川町①、芽室町②
R1	3	苫小牧市②、士別市②、浦河町、厚岸町①、美瑛町①、池田町、小樽市①、名寄市②、室蘭市①、北見市②、石狩市④、帯広市①、三笠市①、江差町
R2	0	白糠町①、足寄町②、赤平市①、木古内町①、枝幸町②、深川市①、新ひだか町②、夕張市①、釧路市②、奈井江町②、長万部町①、幕別町②、富良野市②、北広島市②、標茶町①、中標津町②、七飯町②、厚真町①
R3	0	歌志内市①、当別町②、本別町②、恵庭市②、大空町②、音更町②、美深町②、美唄市③、千歳市②、稚内市②、釧路市③、新得町①、むかわ町①、砂川市②、登別市①、せたな町①、南幌町③
R4	0	白老町②、八雲町②、芦別市②、新十津川町①、広尾町①、浦幌町①、釧路町②、弟子屈町②
R5	0	
計	99 (96)	※市町村合併により、現策定市町村数は96。見直し市町村数は75。（市：34町：41）

#### (5) 立地適正化計画（都市再生特別措置法）

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。立地適正化計画の計画区域内には、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域である「都市機能誘導区域」、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導する区域である「居住誘導区域」を定めるものとされています。

立地適正化計画は、市町村の建設に関する基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれたものでなければなりません。

また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされます。

令和6年2月末現在、道内の38市町が作成・公表しております。

#### 道内市町における立地適正化計画の作成状況（令和6年2月末現在）

策定年度	新規策定市町村数	策定市町村名（※○の中の数字は見直し回数）
H27	1	札幌市
28	1	釧路市
29	4	鷹栖町、函館市、東神楽町、旭川市
30	8	北広島市、古平町、士別市、八雲町、芽室町、福島町、室蘭市、釧路市①、美唄市
R1	4	名寄市、石狩市、芽室町①、当別町、江差町
R2	3	深川市、夕張市、七飯町
R3	5	札幌市①、長万部町、千歳市、新得町、網走市、登別市
R4	10	歌志内市、厚真町、美唄市①、白老町、芦別市、滝川市、南幌町、富良野市、稚内市、苫小牧市、弟子屈町
R5	2	三笠市、栗山町
計	38	※見直し市町数は 4。（市：3 町：1）

(6) 北海道みどりの基本方針（平成31年3月策定）

道では、平成13年に「北海道広域緑地計画」を定めました。社会情勢の変化等を踏まえ、「みどり」が有する多機能性を再認識し、これまでの「みどり」の「量の確保」に加えて「質の向上」に重点を置き、「北海道みどりの基本方針」と改題し、見直しを行いました。

対象期間は、長期的な方針として策定していますので、定めていませんが、概ね10年後に見直しの要否を検討します。

本方針は、市町が定める「緑の基本計画」の指針としての性格をもつとともに、道が整備する広域公園の配置計画などを定めています。

また、これからの都市の「みどり」について、本道の豊かな自然に囲まれた広域分散型の都市形態を有する地域特性や全国を上回るスピードでの人口減少・少子高齢化の進展及び「みどり」の施策を推進する担い手不足などといった課題を踏まえて、北海道命名200年をも見据えた将来にわたり必要とされるであろう「みどり」のあり方について示しています。

広域公園配置計画

圏域	公園数	主要都市
道南	1	函館
	1	八雲・江差
道央	3	札幌・岩見沢
	1	小樽・余市
	1	滝川・深川
	1	室蘭・登別
	1	苫小牧・白老
	1	新ひだか・浦河
	1	旭川・富良野
道北	1	留萌・羽幌
	1	稚内
	1	名寄・士別
オホーツク	1	北見・網走
	1	紋別・遠軽
十勝	1	帯広
釧路根室	1	釧路
	1	根室・中標津
6 圏域	17 地域	19 公園

北海道みどりの基本方針より抜粋

(7) 緑の基本計画（都市緑地法第4条）

平成6年6月24日の都市緑地保全法の改正により創設された「緑の基本計画」は、従来の「緑のマスタープラン」が主として対象としている都市計画に関する事項と、従来の都市緑化推進計画が主として対象としている公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進など、都市計画制度によらない緑化に関する事項についてあわせて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずることを目的とする計画であり、都市計画区域を有する市町村が策定するものです。

○ 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町数	策定市町名	見直し市町名
H8	1	旭川市	
H9	0		
H10	1	女満別町（現大空町）	
H11	1	札幌市	
H12	3	函館市	
H13	6	石狩市、滝川市、栗沢町（現岩見沢市）、栗山町、富良野市、音更町	
H14	3	恵庭市、砂川市、登別市	
H15	15	七飯町、大野町（現北斗市）、八雲町、森町、苫小牧市、室蘭市、虻田町（現洞爺湖町）、紋別市、帯広市、芽室町、幕別町、本別町、浦幌町、釧路町、中標津町	札幌市
H16	7	江別市、北広島市、小樽市、上磯町（現北斗市）、稚内市、伊達市、厚岸町	函館市、釧路市
H17	3	岩見沢市、深川市、根室市	
H18	2	千歳市、網走市	旭川市
H19	0		
H20	1	倶知安町	帯広市
H21	0		釧路市、
H22	1	弟子屈町	札幌市、北見市
H23	0		旭川市、岩見沢市、砂川市、幕別町、釧路市
H24	0		石狩市、北広島市、芽室町、釧路町
H25	0		江別市、恵庭市、音更町
H26	0		栗山町、七飯町
H27	0		旭川市、苫小牧市
H28	2	鷹栖町、美幌町	
H29	1	士別市	稚内市
H30	0		函館市、室蘭市
R1	0		札幌市、滝川市、北見市
R2	0		石狩市、釧路市、北見市、芽室町、幕別町
R3	0		北広島市、七飯町
R4	0		砂川市、小樽市、恵庭市
R5	1	夕張市	深川市、根室市、芽室町
計	48		

※注：市町村合併により現市町数は46市町（令和6年2月末現在）

## 4 準都市計画区域

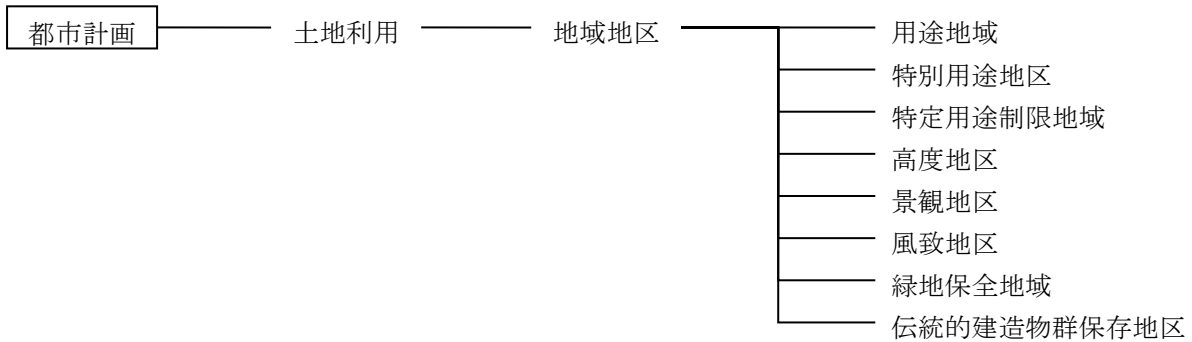
準都市計画区域は、都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐため、必要な都市計画を定める土地の範囲のことです。

準都市計画区域を指定することができる区域（法第5条の2）

都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じることがあると認められる一定の区域。

準都市計画区域では、都市としての積極的な整備を進める都市計画区域とは異なり、土地利用の整序又環境の保全のために必要な以下の都市計画を定めることができます。

なお、本区域で用途地域の指定のない範囲においては、大規模な集客施設の立地が制限されます。



この区域は、関係市町村及び北海道都市計画審議会の意見を聴き、北海道が指定します。

### 準都市計画区域の指定状況

区域名	市町村名	指定年月日	道告示	面積
七飯	七飯町	平成 19 年 9 月 21 日	612	約 819ha
倶知安	倶知安町	(当初)平成 20 年 2 月 8 日 (最終)令和 5 年 9 月 29 日	80 469	約 2,298ha 約 4,525ha
ニセコ	ニセコ町	平成 21 年 3 月 6 日	158	約 1,206ha
洞爺湖	洞爺湖町	平成 21 年 7 月 31 日	557	約 1,955ha
端野	北見市	平成 23 年 3 月 29 日	215	約 816ha

(令和 6 年 2 月末現在)

## 5 区域区分

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。この区域区分と、各種の都市計画を定め開発許可制度を併用することにより、計画的な市街化を図ることとしています。

なお、この区域区分は、基礎調査（法第6条）の結果及び将来の見通しのうえにたって、見直しを行うこととされております。

### ○ 区域区分を設定すべき都市計画区域

都市計画法第7条では、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることができるとされています。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとされています。

- ① 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯、近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域、中部圏の都市整備区域
- ② 大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

※政令第3条

地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域  
(指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあつては、その区域内の人口が50万未満であるものを除く。)

上記以外の都市の区域区分については、都道府県が整備、開発及び保全の方針で定めることとなっています。  
(法第6条の2)

### ○ 市街化区域と市街化調整区域

	市街化区域	市街化調整区域
地区の位置づけ	・すでに市街地を形成している区域 ・おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域	・市街化を抑制すべき区域
地域地区	・少なくとも用途地域を定める	・原則として用途地域を定めない
都市施設	・少なくとも道路、公園及び下水道を定める	・定めることができる
市街地開発事業	・定めることができる	・定めることができない
地区計画	・定めることができる	・法の要件に該当する場合、定めることができる
開発許可	・都市計画に適合し、一定の要件を具備していれば許可	・限定的に許可
農地転用	・届出制（許可不要）	・許可制

## 6 都市再開発方針等

都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、拠点業務市街地の開発整備の方針及び防災街区整備方針（以下「都市再開発方針等」という。）は、平成12年の都市計画法の改正以前は、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に位置づけられていましたが、改正後はそれぞれ独立した都市計画として位置づけられています。

都市再開発方針等の種類	概 要
都市再開発の方針	市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の方針
住宅市街地の開発整備の方針	大都市地域に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るための方針
拠点業務市街地の開発整備の方針	地方拠点都市地域の整備の促進に関する基本計画において定められた拠点地区に係る市街化区域について、拠点業務市街地の開発整備の方針
防災街区整備方針	市街化区域内において、密集市街地整備法第2条第1号の密集市街地内の各街区について同条第2号の防災街区としての整備を図るための方針

## 7 地域地区（用途地域とその他の地域地区）

地域地区とは、都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導することを目的として定められるものです。

このうち「用途地域」は、建築物の用途や容積率等を規制するものであり、地域地区の中で最も基本的なものです。

また、「特別用途地区」は用途地域が建築物の用途等を全国一律に規定するのに対し、地方の特性や課題に応じて、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、より地域的かつ詳細な用途の制限等を用途地域を補完して定めるものであり、地方公共団体が定める条例で特定の用途について規制の強化又は緩和を行うものです。













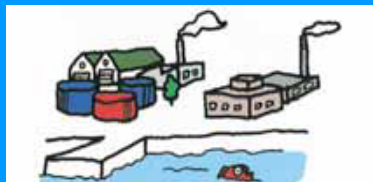
この他にも、地域ごとの土地利用の目的により必要に応じて、特定用途制限地域、高度地区、高度利用地区、防火地域・準防火地域、景観地区、風致地区、臨港地区、伝統的建造物群保存地区等が定められています。



○ 地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	規制内容
1 用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ等を規制・誘導する地域（13種類）	建築物等の用途・容積率・建蔽率・高さ・敷地面積、外壁後退距離
2 特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区	建築物等の用途
2-2 特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域	建築物等の用途
2-3 特例容積率適用地区	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、指定容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区	建築物の容積率・高さ
2-4 高層住居誘導地区	住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、混在系の用途地域で指定容積率が400%又は500%の区域内において、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める地区	建築物の容積率・建蔽率・敷地面積
3 高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、高さの最高限度又は最低限度を定める地区	建築物の高さ
高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物の容積率・建蔽率・建築面積、壁面位置
4 特定街区	市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区区内における容積率及び高さの最高限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物の容積率・高さ、壁面位置
4-2 都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、誘導すべき用途、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物等の用途・容積率・建蔽率・建築面積・高さ、壁面位置
居住調整地域	立地適正化計画の区域（市街化調整区域を除く。）のうち、居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制するため定める地域	住宅等の建築
居住環境向上用途誘導地区	立地適正化計画の居住誘導区域（用途地域が定められている区域に限る。）のうち、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導するため、誘導すべき用途、容積率の最高限度、建蔽率の最低限度、壁面の位置の制限および高さの制限を定める地区	建築物等の用途・容積率・建蔽率・高さ、壁面位置
特定用途誘導地区	立地適正化計画の都市機能誘導区域のうち、誘導施設を有する建築物の建築を誘導するため、誘導すべき用途、容積率の最高限度及び最低限度、建築面積の最低限度並びに高さの最高限度を定める地区	建築物等の用途・容積率・建築面積・高さ
5 防火地域 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域で、建築物の構造等を制限する地域	建築物の構造
5-2 特定防災街区整備地区	防火地域又は準防火地域が定められている土地の区域のうち、防災上危険な密集市街地において防災都市計画施設と一体となって特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき区域等で、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を定める地区	建築物の敷地面積・間口率・高さ、壁面位置
6 景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るため、形態意匠の制限、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度を定める地区	建築物の形態意匠・高さ・敷地面積、壁面位置
7 風致地区	都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制する地区	建築物の建築、宅地造成、木竹伐採等
8 駐車場整備地区	商業地域もしくは近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を維持し、円滑な道路交通を確保すべき地区	大規模建築物に対する駐車施設の位置
9 臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区	建築物等の用途
10 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
11 第一種歴史的風土保存地区	奈良県明日香村の区域において、歴史的風土の保存上重要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保全を図るべき地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
第二種歴史的風土保存地区	奈良県明日香村の区域において、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保全を図るべき地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
12 緑地保全地域	無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要がある地域又は地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
特別緑地保全地区	無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する地区等	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域	建築物の緑化率
13 流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、当該都市における流通機能の向上及び道路の円滑化を図るため、施設の建設・改良等を規制する地区	建築物等の用途
14 生産緑地地区	市街化区域内の500㎡以上の農地等の区域について、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している地区	建築物等の建築、宅地造成、水面の埋立て・干拓
15 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、地方公共団体の条例により、当該地区の保存のため必要な現状変更を規制する地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
16 航空機騒音障害防止地区	特定空港（成田国際空港）周辺において航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区	学校、病院、住宅等の構造制限
航空機騒音障害防止特別地区	航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特著しい騒音が及ぶこととなる地区	学校、病院、住宅等の建築禁止

13 用途地域のイメージ図

<p><b>第一種低層住居専用地域</b></p> 	<p><b>第二種低層住居専用地域</b></p> 	<p><b>第一種中高層住居専用地域</b></p> 
<p>低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校等が建てられる。</p>	<p>主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小中学校等の他、150㎡までの一定の店舗等が建てられる。</p>	<p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学、500㎡までの一定の店舗等が建てられる。</p>
<p><b>第二種中高層住居専用地域</b></p> 	<p><b>第一種住居地域</b></p> 	<p><b>第二種住居地域</b></p> 
<p>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学等の他、1,500㎡までの一定の店舗や事務所等が建てられる。</p>	<p>住居の環境を守るための地域。 3,000㎡までの店舗、事務所、ホテル等が建てられる。</p>	<p>主に住居の環境を守るための地域。 事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックス等の他、10,000㎡までの店舗等が建てられる。</p>
<p><b>準住居地域</b></p> 	<p><b>田園住居地域</b></p> 	
<p>道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 10,000㎡までの店舗等が建てられる。</p>	<p>農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる。</p>	
<p><b>近隣商業地域</b></p> 	<p><b>商業地域</b></p> 	
<p>近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域。 住宅や店舗の他に小規模な工場も建てられる。</p>	<p>銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所等の商業等の業務の利便の増進を図る地域。 住宅や小規模な工場も建てられる。</p>	
<p><b>準工業地域</b></p> 	<p><b>工業地域</b></p> 	<p><b>工業専用地域</b></p> 
<p>主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。 危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられる。</p>	<p>主として工場の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられる。また、住宅や10,000㎡までの店舗等は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。</p>	<p>専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。</p>

(「国土交通省土地利用制度関係資料」を加工して作成)

〈表 - 用途地域内の建築物の用途制限の概要〉

建築物の用途制限	用途地域											用途地域の指定のない区域※	備考		
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域			工業専用地域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店以外 ■ 農産物直売所、農家レストラン等のみで2階以下
店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○				
事務所等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カラオケボックス等					▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ						①		○	○	○			②		① 客席200㎡未満 ② 客席10,000㎡以下
キャバレー等、個室付浴場等									○	▲					▲ 個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○					
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等					▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
単独自動車車庫(附属車庫を除く)					▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車車庫	①	①	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物(自動車車庫を除く)の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
自家用倉庫				①	②	○	■	○	○	○	○	○	○	○	■ 農作物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	■ 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る。
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○	
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量					①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	
量が少ない施設											○	○	○	○	
量がやや多い施設												○	○	○	
量が多い施設													○	○	

注 本表は、用途地域の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したのではない。

※ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。

## 8 都市施設

都市計画では、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、土地の合理的な利用及び制限のもとに、道路、公園、下水道などをはじめとする都市施設とその規模を必要に応じて定めることができます。

### 1 交通施設

#### (1) 都市計画道路

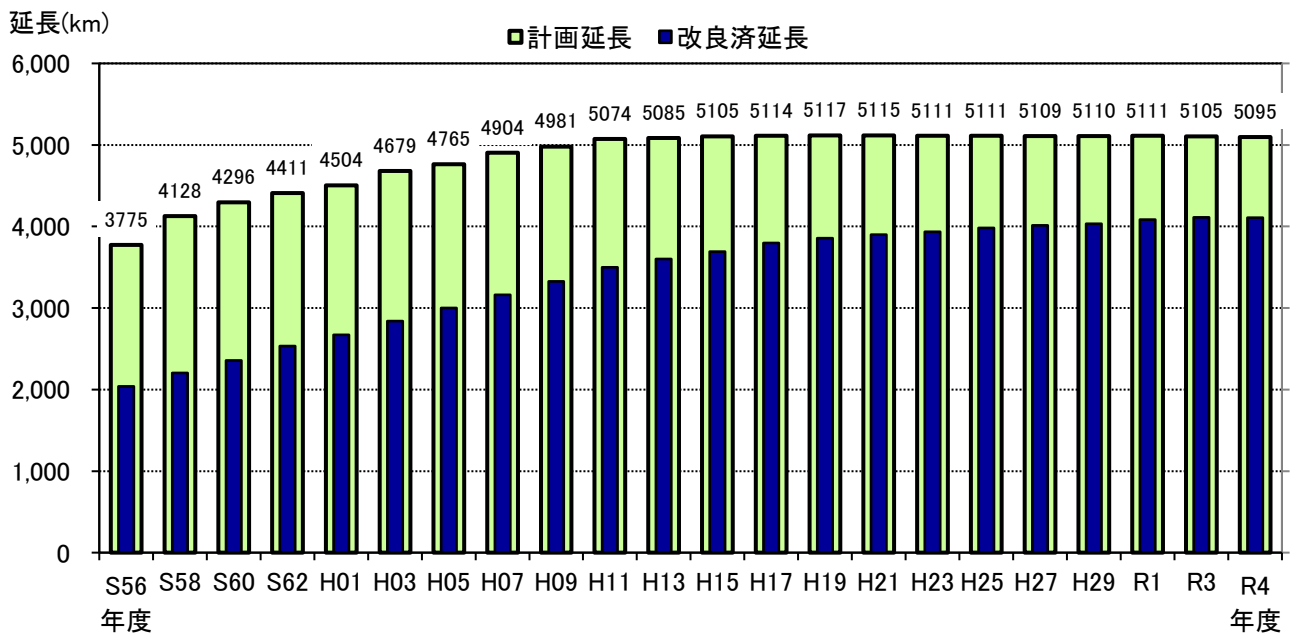
道路は、人や物の移動を円滑に行うための都市の根幹的施設である交通施設の中で、最も基本となる施設です。

都市施設としての道路の機能は、単に交通手段としてばかりではなく、道路網としての都市の骨格を形成し、さらに公共空間の確保や都市機能の誘導などを通じて都市の発展に大きく貢献しています。

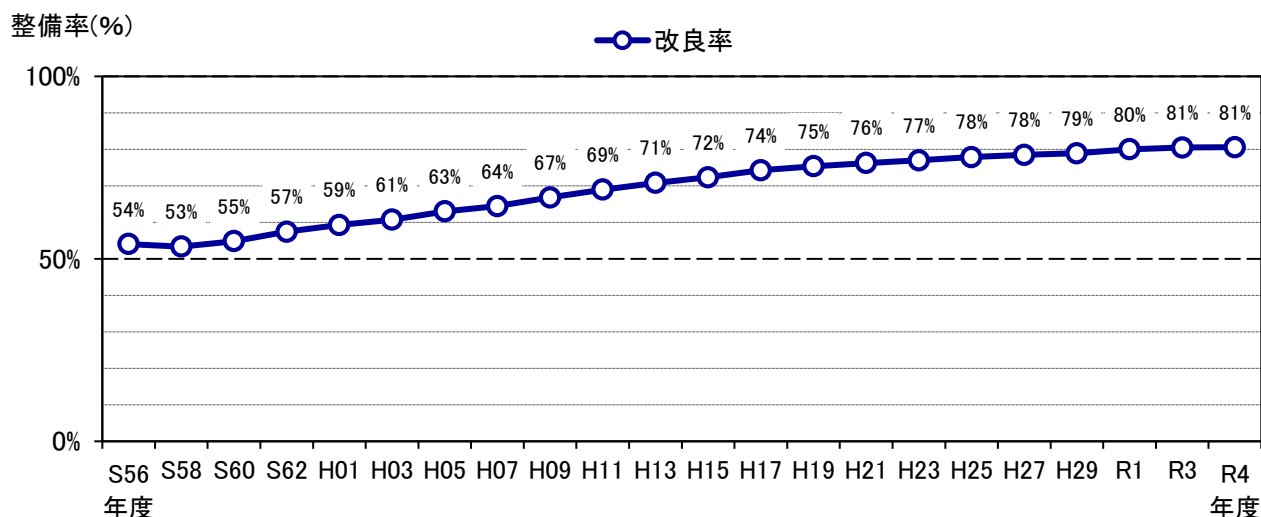
都市計画において定める道路は次の4種類です。

種類	概要
自動車専用道路	都市高速道路や都市間高速道路など比較的長いトリップの交通を処理するため、設計速度を高く設定し、一定区間における路外からの車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路です。
幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持ち、近隣住区などの地区の外郭を形成する道路または近隣住区などの地区における主要な道路で、当該地区に発生・集中する交通を地区の外郭を形成する道路に連結する道路です。
区画街路	近隣住区などの地区における宅地の利用に供するための道路です。
特殊街路	もっぱら歩行者、自転車、都市モノレール（道路として整備される場合）及び路面電車など、自動車以外の用に供する道路です。

#### 都市計画道路の整備状況（北海道）（①計画延長、改良済延長）



## 都市計画道路の整備状況（北海道）（②改良率）



### (2) 交通広場

交通広場は、輻輳する歩行者やバス、タクシーなどの交通を適切に処理するため、道路と鉄道、港湾及び空港などに接続し、交通結節点としての役割を持って設けられる広場です。

特に、鉄道の駅に接続するものを駅前広場といいます。

### (3) 都市高速鉄道

都市高速鉄道とは、都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいい、具体的には、地下鉄、連続立体交差事業に係る鉄道、都市モノレール及び新交通システムなどがあります。

### (4) 駐車場

駐車場は、他の交通機関との結節点、あるいは自動車交通の目的地におけるターミナルとしての機能をもっています。

都市計画駐車場は、駐車場法に基づき、都市計画法の都市施設として計画されるものをいい、「自動車駐車場」と「自転車駐車場」とがあります。

都市計画区域内の有料の路外駐車場で、面積が500㎡以上のものは、知事等（市の区域内にあっては、当該市の長）に届け出が義務づけられており、これを「届出駐車場」といいます。

また、地方公共団体が、条例で駐車場整備地区などにおいて、建築物の新築、増築に際し、その用途、床面積に応じ設置を義務づけている駐車場を「附置義務駐車施設」といいます。

### (5) 自動車ターミナル

自動車ターミナルは、バスやトラックなどの発着を集約することにより、交通の円滑化と輸送効率を高めることを目的とした施設です。

自動車ターミナル法に基づき、バスターミナルとトラックターミナルに分類されます。

### (6) その他の交通施設

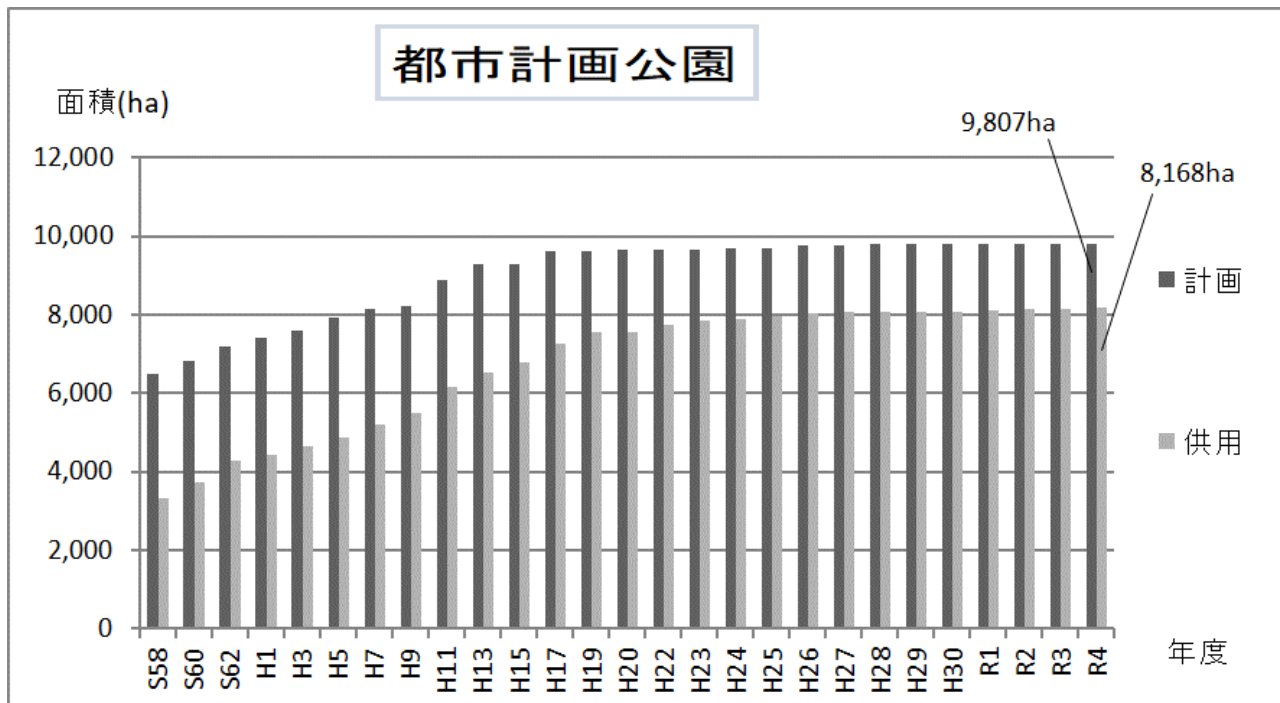
空港、港湾及び通路などがあります。

## 2 公共空地（公園・緑地等）

### (1) 公園

都市計画における公園は、住民の休息や鑑賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の保全・改善に資するための施設です。具体的には、地方公共団体または国が設置し、都市公園法等の法令により管理される公園をいいます。都市計画において定める公園は、次の7種類です。

種類	概要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園です。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園です。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園です。
総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供する公園です。
運動公園	主として運動の用に供する公園です。 運動施設の敷地面積が、全公園面積の25～50%の範囲内にあるものをいいます。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域の利用に供する公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供されるものをいいます。
特殊公園	主として風致の享受の用に供する公園、または、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園です。



## (2) 緑地

緑地は、都市における樹木地の保全、都市環境の整備・改善、公害・災害の防止その他地域間相互の緩衝または緊急時における避難用地の確保などを目的としており、下記の種類があります。

種 類	概 要
緩衝緑地	公害や災害の発生源地域と一般の市街地とを分断する緑地です。
都市林	都市内のまとまった面積を有する樹林地等の保護、保全、自然的環境の復元を図る緑地です。
広場公園	商業、業務系地域における施設利用者の休養施設及び修景施設です。
都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るための緑地です。
緑道	都市生活の安全性や快適性の確保と、災害時の避難路の確保のためのもので、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

## (3) 広場

広場は、主として歩行者の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地です。

## (4) 墓園

墓園は、従来の墓地のもつ、故人を葬りしのお場としての機能とともに、都市住民が、参拝と同時に散策、休息の場としても利用できるよう考慮されたものです。

## (5) その他の公共空地

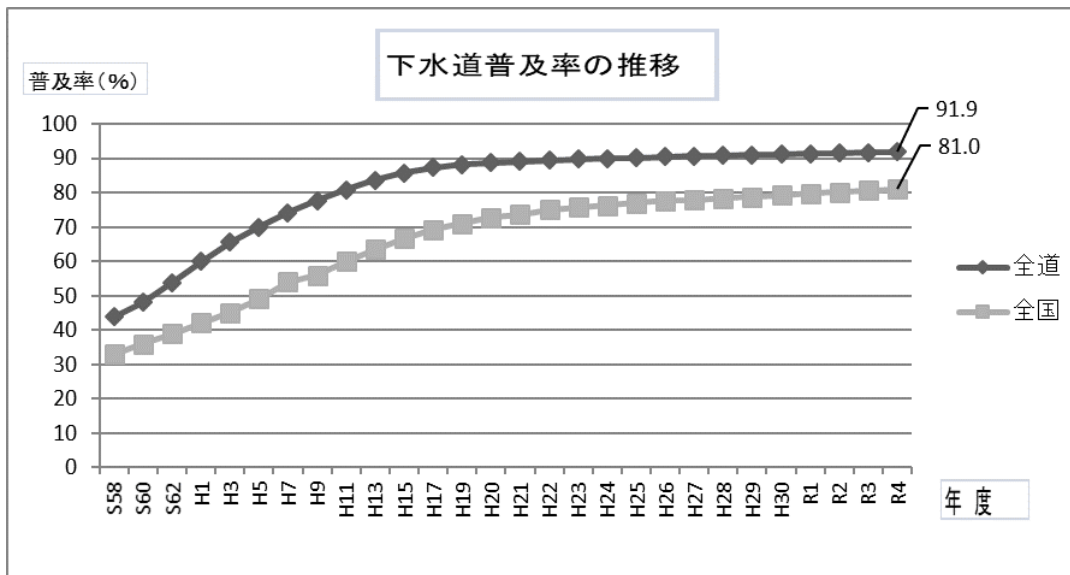
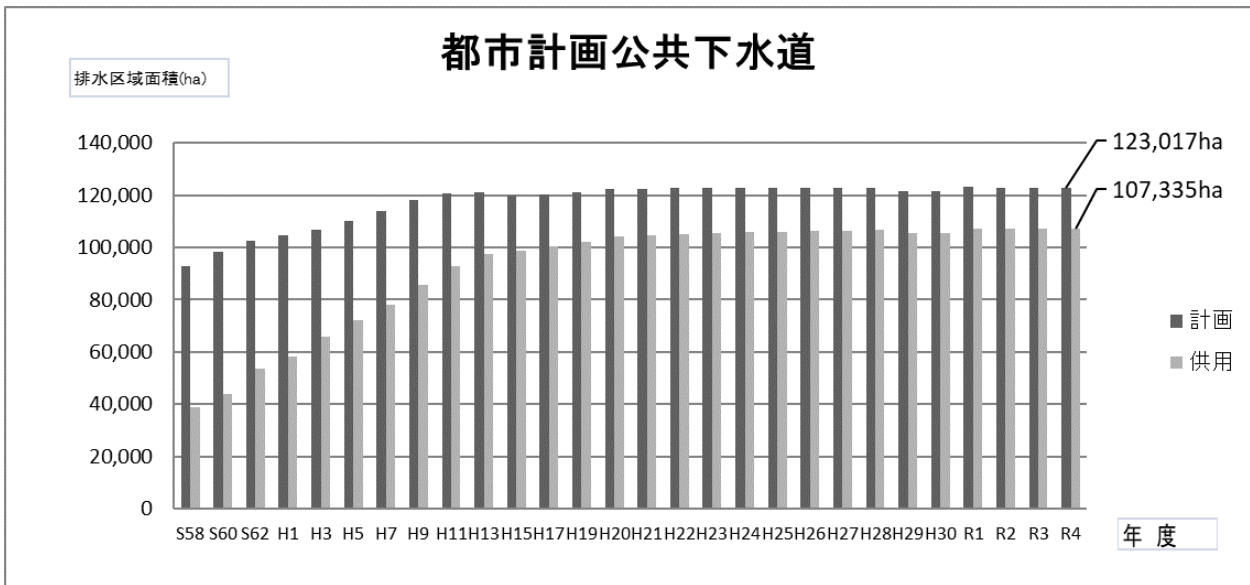
運動場等

## 3 下水道

下水道は、市街地における下水（雨水と污水）を排除、処理するための施設であり、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図るうえでも、必要不可欠な基幹的都市施設です。

下水道はその目的により次の3つに大別されます。

種 類	概 要
公共下水道	
公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するもので、地方公共団体が設置・管理します。 終末処理場を有する「単独下水道」と、流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」とがあります。
特定公共下水道	特定の事業者の事業活動に主として利用されるものです。事業活動の計画汚水量がおおむね3分の2以上を占めるものをいいます。
特定環境保全公共下水道	主に市街地外に設置されるもので、自然保護下水道、農山漁村下水道、簡易な下水道があります。
流域下水道	流域内の2以上の市町村の下水道から排除される下水を受けて、これを排除するもので、終末処理場を有する公共下水道をいいます。原則として、都道府県が事業主体となります。
都市下水路	市街地内の雨水排除を目的に、開渠を原則とする下水道です。



#### 4 その他の主な都市施設

種類	概要
汚物処理場、ごみ焼却場など	汚物処理場、ごみ焼却場、市場、と畜場、火葬場などは、都市に居住する人々にとって快適な生活を営むために欠かせない施設です。 これらの施設を建設しようとする場合は、建築基準法第51条の規定に基づき、都市計画において施設の位置を決定したもの、または同条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければなりません。
一団地の住宅施設	一団地における50戸以上の集団住宅とこれに付帯する通路などの施設です。 これは、良好な住環境を有する住宅の集団的建設と、これに付随する公共・公益施設の総合的な整備を図ることを目的としています。
一団地の都市安全確保拠点施設	洪水、湛水、津波、高潮、地震その他の自然現象による災害発生のおそれが著しい地域において、当該災害が発生した場合に居住者等が避難し、一定期間滞在できるようにすることにより居住者等の安全を確保する拠点となる施設です。 これは、避難所としての機能に加え、生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供が可能な施設等を一体的に整備することを目的としています。
流通業務団地	流通業務市街地として整備するために定められた流通業務地区内において、地区全体の計画的かつ積極的な整備を図るため、倉庫、卸売店舗、トラックターミナルなどの流通業務施設を、集約的に配置・立地されたものです。
一団地の官公庁施設	行政の能率化と住民の利便並びに土地の高度利用を図るため、都市の特定の区域に集められる複数の官公庁施設です。 都市計画においては、それらを計画的に集中させる区域や面積などを定めています。